

本校の校則

本生活のきまりは令和5年4月1日から令和5年8月20日迄を試行期間とする。

1 登下校

- (1) 登下校時は制服を着用し、学生かばんを必ず携行すること。また交通規則を守り、徒歩・自転車どちらも事故のないよう注意する。
- (2) 8:20までには登校し、8:30には教室に入室し学習の準備をする。
- (3) 完全下校時刻は19:00（夏期）・18:30（中間期）18:00（冬期）とする。
- (4) 登下校中の飲食や、不必要的場所への立ち寄りは禁止する。

補足

- ・制服に関しては、後に記載しています「服装規定」を見てください。
- ・学生カバンには装飾物はつけないこと。ただし小さいキーホルダー1個までは許可する。
- ・補助バッグは指定していません。
- ・自転車通学に関しては、後に記載しています「自転車通学」を見てください。
- ・送迎禁止区域は入学の手引と一緒に配布。迎えはイオンの駐車場で行う。
- ・登下校中の飲食は禁止。（登下校中に購入した食事を塾内や学校内で食べることは認める。）
- ・食堂での飲食は禁止。ただし、売店の利用（パンや惣菜等）や自動販売機（炭酸飲料以外）の利用は許可する。

2 所持品とカバン

- (1) 学校に持ち込むものは学習に必要なもので許可されたもののみとする。
 - (2) 所持品には全て記名する。
 - (3) 指定の学生かばんを使用する。ただし、休日の部活動の為の登校時は、通学バック以外も可とする。
 - (4) 携帯電話は学校への持込を禁止する。ただし、学校がその必要を認めた場合は、特別に許可する。その場合は、登校後すぐに学級担任に携帯電話を預けること。
- ※詳しい条件等は、別紙の届出用紙（クラス担任に申し出る）に記載。

補足

- ・安全上、どうしても携帯電話の学校持ち込みを希望する生徒は、所定の用紙に必要事項を書き込み、担任を通して生徒指導主事に提出すること。また、必ず使用規定を守ること。守らなかった場合は、状況に応じて一定期間の持ち込み禁止を行う。

<携帯電話利用規定>

- (1) 登校直後に電源を切り、貴重品カゴに入れること。校門に入る前に電源が切れていることを確認して下さい。また校門外であっても不必要な使用をしないこと。
朝の会の時に、担任の先生の指示に従って携帯電話を提出すること。
- (2) 下校前に、担任から受け取ること。帰りの会で担任から受け取ること。
- (3) 学校内では使用しないこと。もし、授業中の使用や着信音がなった場合などは特別指導の対象となる。
特に試験中などの場合は、不正行為と見なす。
- (4) 学校の中での携帯電話の破損については一切学校に責任を問わないこと。

3 諸届出

- (1) やむをえない理由で、欠席・遅刻・早退・欠課をしなければならない場合は、保護者から学級担任に連絡フォームで連絡してもらう。
- (2) 上記の場合は事前にもしくは事後に、生活の記録の諸届欄に必要事項を記入し、学級担任に提出する。

4 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、教師による自転車点検を受けた上で許可を得ること。
※ブレーキ、反射板、などの点検を受け、合格すれば指定のステッカーを貼って許可とする。
- (2) 交通ルール・交通マナーを厳守すること。
- (3) 自転車通学時には必ず許可されたヘルメットを着用し、あごひもをつけること。
- (4) 校内では必ず指定の駐輪場に駐輪する。その際、必ず二重ロックをすること。
- (5) (1)～(4)の事項を守らない生徒は、自転車通学を停止する。

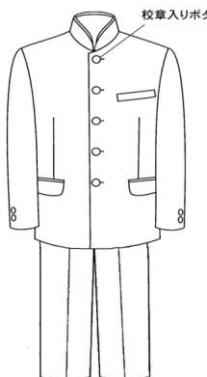
補足

- ・自転車通学を希望する者は、まずは保護者及び本人の責任で上記のルールにのっとって通学に自転車を使用すること。乗ってきたらただちに、生徒指導主事に申し出て、自転車点検を受け、ステッカーと反射テープを購入すること。
- ・新入生は、5月の連休後に一斉に自転車点検を行います。そこで、ステッカーと反射テープを購入します。また、2,3年生の自転車通学生も自転車点検をこの時期に実施する。

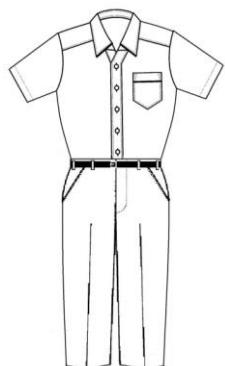
5 服装規定

(1) 服装について

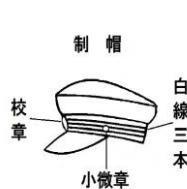
- ① 所定の制服を着用すること。(加工して着用してはならない。) なお制服は質素・清潔を旨とし、端正で品位ある容姿を尊び、華美にならないようにする。
- ② 1型の冬服は指定の詰襟服とする。1型夏服は指定のシャツとズボンとする。
- ③ 2型の冬服は指定のブレザーとブラウス、スカート、スラックスをとする。また、指定のリボン（エンジ色）をつける。2型の夏服は指定のブラウスとスカート、スラックスとする。
- ④ 夏制服・冬制服の着用については、各自が気候に応じて判断すること。なお、儀式実施時の服装については実施要項にて指示する。
- ⑤ 1型シャツ・2型ブラウスの下に着用するものは、無地の白・黒・紺とする。ワンポイントまで可とする。
- ⑥ 1型はズボン、2型はスラックスにベルトを着用すること。ベルトの色は黒で華美でないものとする。
- ⑦ 防寒着はコート、ウインドブレーカー、ネックウォーマー、マフラーとする。防寒着については、学校指定または市販どちらでもよい。
- ⑧ マフラーを着用して自転車を利用する場合、危険防止の為、マフラーの結び目より先をコート、ウインドブレーカーの中に入れること。
- ⑨ ソックスは白・黒・紺（ワンポイントのマークまで可）とする。また、ストッキングの色はベージュ・黒とする。
- ⑩ 通学靴は黒のローファーか白・黒・紺を基調としたスニーカーとする。（ハイカットの靴やバスケットシューズは禁止）
- ⑪ 装飾品は着用してはならない。
- ⑫ 校内では制服に必ず指定の名札をつけること。
- ⑬ 1型は登下校及び校外活動時には指定の制帽を着帽すること。



冬制服（1型）



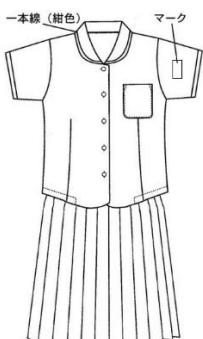
夏制服（1型）



制帽



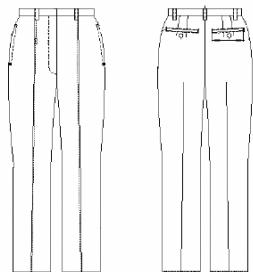
冬制服（2型）



冬制服（2型）

補足

- ・1型のベルトについては、穴の無数についてのベルトは禁止とする。
- ・防寒着については、後の資料を見てください。
- ・ソックスについては、「くるぶしソックス」は不可。「ワンポイント」はOK。



2型スラック



2型ネクタイ

補足

- ・スラックス(紺)、ネクタイ(エンジ)は、学校指定のものを着用すること。
- ・スラックス着用時は黒のベルトをつけること。
- ・ネクタイは、冬服のみ着用すること。
- ・スラックス着用時、ソックスを履くこと。
- ・2型は、ベストを通年着用することができる。

(2) 頭髪について

- ① 中学生として端正な頭髪であること。
- ② 髮飾り・パーマ・染色・脱色等、人為的な処理を加えることは禁止とする。
- ③ 前髪は目にかかるないように工夫する。
- ④ 後ろ髪が肩より長くなる場合は、耳の高さより下で結ぶ。
- ⑤ 髮を結ぶゴムは、華美でないものとする。
- ⑥ 人為的加工はしない。ただし、手を加える必要がある場合は、担任に相談し、工夫すること。